

平成 24 年(ネ)第 6085 号事件

2012 年 11 月 27 日

控訴人 樋田敦

被控訴人 東京大学、小宮山宏、濱田順一、住明正、明日香壽川

証拠申出書

東京高等裁判所 第 21 民事部 御中

控訴人 樋田敦

当事者尋問の申出

1 当事者の表示

住所 東京都千代田区大手町 2-3-6 三菱総合研究所

小宮山宏(呼び出し・主尋問 30 分)

住所 ■■■■■■■■■■■■

住明正(呼び出し・主尋問 90 分)

住所 ■■■■■■■■■■■■

濱田順一(呼び出し・主尋問 90 分)

住所 仙台市青葉区川内 東北大学アジア研究センター

明日香壽川(呼び出し・主尋問 60 分)

2 立証の趣旨

東京高裁における当事者尋問について、求釈明書(2011.6.16)と求釈明書(2)(2011.9.29)に対する被告らの陳述書を参考にして尋問したいのですが、採用くださるようお願いいたします。

(1) 東京地裁裁判長都築政則に対する証人尋問について

原告(控訴人)は、本審第 1 回口頭弁論において、「可能ならば東京地裁裁判長都築政則に対する証人尋問をしたい」と申し出ました。その理由は、得られた書証や尋問調書という証拠から、どのような論理を用いれば地裁判決となるのかを尋問し、地裁判決のいたるところに見られる論理の破綻を示したかったからです。

しかしながら、本審高裁裁判長は、日本の裁判制度ではそのようなことは予定されていないとして、採用できないということでした。つまり、裁判においては、裁判所の責任を問えないということのようです。最近の例でいえば、東電社員殺害事件において、懲役 15 年の刑に服した犯人に無罪との判決がありました。疑わしきは罰せずの原則を無視した裁判所に対して何の咎めもないと聞きました。

そのような裁判制度は文明国のものとはとうてい言えないとは思いますが、現実の日本の裁判制度が裁判官に対する尋問を予定していないとすれば仕方がないとあきらめるしか

ありません。

ところで、原告は、東京地裁での最終口頭弁論において、上申書(2012年4月9日)を提出し、被告明日香の再尋問に加えて、被告小宮山、被告住、被告濱田の当事者尋問を申請しています。しかし、都築裁判長はこれを採用しませんでした。

そこで、原告は「既に証拠は十分に存在しているということですか」と問いました。これに対して、都築裁判長は「そういうことです」と答えました。ところが、その判決内容は、書証や被告明日香尋問調書との間に論理的なつながりのないデタラメ判決でした。

従いまして、高裁において「地裁判決を引用する」という判決ではなく、被告らの不法行為責任を問う新しい判決を得るには、被告小宮山、被告住、被告濱田、被告明日香らの当事者尋問により、これまでに得られた証拠を固める必要があります。

よって、被告(被控訴人)らの当事者尋問を以下のように申請いたします。

(2). 被控訴人小宮山の当事者尋問について

被告(控訴人)小宮山は、陳述書(乙 10)において、「こういった議論はもう打ち止めにしたい」という小宮山談話(甲 7-7)は「議論により決着を図るという意味」と弁明しますが、これでは談話全体としての整合性に欠けます。

この談話では「議論は収束するでしょうか」という質問があり、被告小宮山は「言おうと思ったら何でもいえるんです」、「まるでゲリラ戦です」と答えました。ゲリラでは議論は収束せず、決着を図ることはできません。そこで「こういった議論は打ち止めにしたい」、東京大学で「懐疑論に反論する本を5月(予定)に出版」と述べたのです。

つまり、被告小宮山の「議論により決着を図る」や「コメント Ver. 3.0 では懐疑論を打ち止めにすることができないから本件書籍を発行したわけではない」(乙 10)という弁明は無理であることを明らかにします。

この談話が本件書籍『地球温暖化懐疑論批判』(甲 7)の出発点となり、東京大学はこの書籍で原告らの名前を挙げて人身攻撃し、原告らの科学者としての評価を貶めてその名誉を毀損したのですから、被告小宮山本人への尋問は必要です。

さらに、原告の論文(甲 22)を示して、原告らが気温とCO₂年間増加量の関係から、「気温が原因でCO₂濃度増は結果」としていることについて、原告らの学説がゲリラかどうか、被告小宮山の認識を明らかにします。科学的論争をする訳ではありません。

地裁判決を覆し、被告小宮山の不法行為責任を問うには、これまでに得た証拠を揺るぎないものにする必要があります。被告小宮山の当事者尋問を欠かすことはできません。

(3). 被控訴人住の当事者尋問について

被告(被控訴人)住は、小宮山談話(甲 7-7)で、被告明日香とともに、5月発行の本で「きちんと反論」することが求められています。しかし、被告住は、5月発行の私的コメント

3.0(甲7-5)でも、また10月発行の本件書籍(甲7)でも、温暖化懐疑論への反論を書いていません。ここで被告住の論文寄与があれば、これらの印刷物は東京大学の研究成果となるのですから、被告住はなぜ小宮山談話の求めに応えなかったのか、その理由を尋問します。

ところで、5月印刷のコメントにも、本件書籍(甲7)と同じ懐疑論者に対する9項目の特徴が記載されています。そしてその内8項目は被告住が解説しています(乙9)。このことから、この8項目の特徴は、被告住がその原案を作成したものと推察されます。このコメントは私的文書ですから、このような特徴の記述があっても学者間の言論応酬に過ぎません。しかし、これが東京大学の主張となると、この記述は名誉毀損となります。

この住陳述書(乙9)は、地裁判断の根拠となっていますので、その内容について被告住の証言を得て徹底解明し、地裁判決の破綻を明らかにしたいと考えます。

また、気象学会での被告住の発言(甲19)と東京大学での被告住のなした行為との間には矛盾があります。組織が学術論争に参入する問題では、東京大学は気象学会よりも公的性格がより強いのですから、気象学会よりも、東京大学の方がその参入条件は厳しい筈です。そこで、もしも被告住が日本気象学会での発言のとおり東京大学においても主張し、東京大学の関与を私的文書コメント3.0の印刷・配布の段階で止めていたら、これら9項目の特徴が書かれていても名誉毀損事件にはならなかったのです。

そして、懐疑論者とされる原告らの科学的業績について、原告らが気温とCO₂年間増加の関係から、気温が原因でCO₂濃度増は結果としていることについて、原告の論文(甲22)を示し、被告住の原告らの学説に対する理解の程度を明らかにします。

地裁判決を覆し、被告住の不法行為責任を問うには、これまでに得た証拠を揺るぎないものにする必要があります。被告住の当事者尋問を欠かすことはできません。

(4) 被控訴人濱田の当事者尋問について

本件事件の最大の責任者は被告(被控訴人)濱田です。東京大学学長でもあり、また東京大学IR3S機構長でもある被告濱田が、名誉毀損事件、そして学問の自由侵害事件にならないように注意すれば本件はなかったのです。

そこで被告明日香にも地裁において尋問いたしました。被告濱田は、編集責任者の被告明日香にこの東京大学発行の本件書籍(甲7)の編集に関して何の注意もしなかった(明日香尋問調書 p35~36)。この事実を被告濱田からも明らかにします。

また、被告濱田は、東京大学に対して折衝を求めた原告に何の回答もせず(甲11-1~11-3)、名誉毀損事件にしないための努力をしなかった事実を明らかにします。

さらに、原告より東京大学IR3Sへの質問(甲8-1)に対する回答には、「IR3S叢書はIR3Sに所属する研究者の研究成果」(甲8-2)と書いてあります。それなのに、東大と明日香グループとの接触以前に書かれて東京大学には関係のない明日香私的文書コメント3.0を原稿にして、本件書籍としたことについて尋問します。

なお、被告明日香によれば、本件書籍の議論29-5(新聞記事の批判)は、東京大学大学院

学生であった訴外山本政一郎の研究結果ではなく、被告明日香の研究結果であり、「東京大学とは関係がない」と証言しています(尋問調書 p29～30)。つまり、本件書籍には東京大学の研究成果は存在しないのに、訴外山本政一郎が東京大学職員であるかのように装った本件書籍の表記について尋ねます。

そして、東京大学が原告を名誉毀損しただけでなく、原告の学説を批判して原告の学問の自由を侵害した問題、また国立大学法人法違反の疑いについても、尋問をさせていただきます。これらの問題を含め、この東京大学による出版には10の無理があります(原告最終準備書面、甲 20)。このように無理を重ねても、東京大学が本件書籍の発行を強行した理由を明らかにします。

地裁判決(p8)では、被告らの主張として、被告東京大学も「小前提は間違いであるから、三段論法は成立しない」と主張していることになっていますが、これが被告濱田の認識と一致するかどうかについて尋問します。東京大学学長である被告濱田は、論理学とは「論理としての正誤を論ずる学問」であることを否定する筈がありません。

なお、原告の求釈明書(2)に対して、他の被告は回答をしていますが、被告濱田は回答をまったく拒絶しました。そのため、やや長い時間の尋問となりますが、お認めいただきたく存じます。以上述べましたように、本件名誉毀損事件を防ぐことができたか否かについて解明するには、東京大学学長であり、IR3S 機構長である被告濱田の尋問は欠かすことができないと考えております。

(5) 被控訴人明日香の当事者尋問について

本件最大の争点である三段論法の誤謬について、東京地裁は、被告(被控訴人)明日香の尋問の後に提出した明日香陳述書(乙 19)により、「小前提は間違いであるから、三段論法は成立しない」とする被告らの主張を認め(判決 p8)、特徴⑨の論評について「前提としている事実は真実であるというほかはない」と判断しました。これは「前提としている事実」ということばを曖昧に使った奇弁です。この誤った判断について、地裁裁判長に対する尋問ができないので、その原因を作った被告明日香を尋問します。

しかも、この「前提事実」に間違いがあるとの指摘は被告明日香の主張です。原告は「人間の放出した二酸化炭素は選択的に吸収される」などと主張していません。人間が発生した二酸化炭素も、自然界で発生した二酸化炭素も同じ挙動をするのです。したがって、被告明日香の「選択的に吸収」という虚偽主張をもって、特徴⑨「三段論法の間違いなどロジックとして誤謬」とすることができる筈がありません。

また、地裁での当事者尋問において、被告明日香は、裁判長の尋問に対し、原告の物理学学会誌論文(甲 22、図 3)を「知らない」と証言しました(明日香尋問調書 p51)。しかし、これは論文発行後まもなく書証として提出しているものですから、その尋問の直前でなされた「耳を傾けている…つもり」(同 p51)という証言を否定することになります。

地裁判決を覆し、被告明日香の不法行為責任を問うには、これまでに得た証拠を揺るぎないものにする必要があり、被告明日香の当事者尋問を欠かすことはできません。

3 尋問事項

それぞれの被控訴人に対し、別紙尋問事項記載のとおりです。

以上

別紙

尋問事項書（証人 小宮山宏）

控訴人 樋田敦

- 1 証人の職業
- 2 小宮山談話(甲 7-7)の流れの確認
- 3 書籍発行についての被控訴人小宮山の目的と陳述書(乙 10)の弁明の食い違い
- 4 本件書籍が東京大学発行かまたは民間出版社発行かで、懐疑論に与える効果の違い
- 5 東京大学による学説批判が、学問の自由侵害となる疑いについて検討したか
- 6 控訴人らの業績(甲 22)が「ゲリラ論文」かどうかについて被控訴人小宮山の認識
- 7 その他、これに関連する一切の事項

以上

別紙

尋問事項書（当事者 住明正）

控訴人 樋田敦

- 1 当事者の職業
- 2 本件書籍発行での被控訴人の役割
- 3 本件書籍に東京大学の研究成果が存在しないことについての被控訴人住の認識
- 4 小宮山談話で被控訴人住が「きちんと反論しています」とあるが、それをしなかった理由
- 5 9項目の特徴は、被控訴人住と被控訴人明日香との合作か、またその寄与の程度はどうか
- 6 控訴人に対する5項目の特徴、被控訴人陳述書(乙9)と地裁判断(判決 p15～)に関する事項
 - 特徴①既存の知見や観測データを誤解あるいは曲解している
 - 特徴②すでに十分に考慮されている事項を、考慮していないと批判する
 - 特徴④定量的評価が進んできている事項に対して、定性的にとどまる言説を持ち出して否定する
 - 特徴⑦問題となる現象の時間的および空間的なスケールを取り違えている
 - 特徴⑨三段論法の間違いなどロジックとして誤謬がある
- 7 本件書籍の大部分の記事において、著作者を明示せず東京大学の責任とした理由は何か
- 8 東京大学が学者批判をすると名誉毀損問題と訴えられる可能性を検討したか
- 9 東京大学が学説批判をすると学問の自由侵害と訴えられる可能性を検討したか
- 10 気象学会での被控訴人住の発言と東京大学での被控訴人住の行為との間の矛盾
- 11 東京大学の寄与を明日香コメントの印刷で止めず、東京大学発行の書物とした目的
- 12 東京大学発行と民間出版社発行で、懐疑論に与える効果の違い
- 13 控訴人らの業績(甲22)に対する被控訴人住の認識、これを科学的論文と認めるか否か
- 14 その他、これに関連する一切の事項

以上

別紙

尋問事項書（当事者 濱田順一）

控訴人 樋田敦

- 1 当事者の職業
- 2 本件書籍『地球温暖化懐疑論批判』発行の責任
- 3 東京大学による学者批判が名誉毀損と訴えられる可能性の認識
- 4 東京大学による学説批判が学問の自由の侵害と訴えられる可能性の認識
- 5 本件書籍発行前、名誉毀損および学問の自由侵害にしないための努力をしたか
- 6 本件書籍発行後、これを事件にしないために努力をしたか
- 7 原状回復を求める控訴人の手紙に一切返事をしなかった理由
- 8 本件書籍は被控訴人明日香グループの私的作品、これを東京大学の成果と主張するか
- 9 本件書籍をあくまで科学の範囲と言い張るか
- 10 本件最大の争点としての特徴⑨の真実性の認識
- 11 国立大学法人法第 22 条、29 条で定める業務の範囲と本件書籍の出版
- 12 準国家機関である東京大学に、学者に対する表現の自由は存在するか
- 13 本件に存在する 10 の無理（控訴人最終書面(p11)）について、それぞれの認識
東京大学が、
 - 無理①、東京大学に所属しない学者に対し名誉を侵害する無理
 - 無理②、学位授与以外に学者の人物評価する無理
 - 無理③、特に、科学者失格を意味する「三段論法の間違い」を貼り付ける無理
 - 無理④、東京大学とは無関係な学者の学説を論評して学問の自由を攻撃する無理
 - 無理⑤、表現の自由のない東京大学が、学者(国民)の表現の自由を攻撃する無理
 - 無理⑥、学説非難という国立大学法人法で許可されていない業務をする無理
 - 無理⑦、被控訴人住という大学教授の主張を曲げさせた無理
 - 無理⑧、控訴人に対し誠実に対応せず、名誉毀損事件にした無理
 - 無理⑨、関与の少ない元東京大学大学院学生に経歴詐称をさせた無理
 - 無理⑩、民間出版社による本ではなく、東京大学での出版とした無理
- 14 上記のようなたくさんの無理があっても、小宮山談話の実現に固執した理由
- 15 その他、これに関連する一切の事項

以上

別紙

尋問事項書（当事者 明日香壽川）

控訴人 槌田敦

- 1 当事者の職業
- 2 明日香尋問後提出の明日香三段論法(乙 19)で、大概念、媒概念、小概念を特定せよ
- 3 小前提の「選択的に吸収される」は控訴人の主張ではない。これは虚偽の三段論法
- 4 この虚偽三段論法に「選択的吸収は間違い」を加えて、論理は「明日香式四段論法」
- 5 つまり、被控訴人明日香は三段論法を知らないのに、「三段論法の誤謬」と主張
- 6 学者に対する「三段論法の誤謬」は最大限の侮辱、だが個人ならば言論応酬の始まり
- 7 しかし、権威ある東京大学がすればその影響は大、学者に対する悪質な人身攻撃
- 8 この場合、内容が真実であっても名誉毀損。内容が虚偽であれば尚更(本件の場合)
- 9 地裁の裁判長尋問で控訴人の論文(甲 20)を知らないと言ったことについて
- 9 その他、これに関連する一切の事項

以上

平成 24 年(ネ)第 6085 号事件

2012 年 11 月 27 日

控訴人 槌田敦

被控訴人 東京大学、小宮山宏、濱田順一、住明正、明日香壽川

上申書

東京高等裁判所 第 21 民事部 御中

控訴人 槌田敦

請求の内容について

第 1 回口頭弁論において、請求の内容について、慰謝料 150 万円の請求だけにすると申しました。その趣旨は、この慰謝料を原資とすることによって本件書籍『地球温暖化懷疑論批判』に対する反論書を出版することが可能となり、本件書籍によって生じた名誉毀損と学問の自由侵害について、部分的ではありますが原状回復ができるからです。

以上